

令和 8 年 度 監 査 計 画

尾花沢市監査委員

1. 基本方針

監査は、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に則って適正に行われているかを基本とし、本市監査基準に従って監査を実施するものとする。

2. 監査の重点事項

基本方針に基づいて、特に次の事項に留意し実施する。

- (1) 事務事業の執行管理は、法令、条例及び規則等に準拠して行われているか。
- (2) 歳入は、確実かつ厳正に確保されているか。
- (3) 歳出予算の執行は、正当かつ効率的に行われているか。
- (4) 契約の締結は、関係法令等に基づいて、適正に行われているか。
- (5) 契約の履行に係る監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
- (6) 公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付については、適正に行われているか。
- (8) 基金の管理運用は、適正に行われているか。
- (9) 監査で指摘された事項は改善されているか。

3. 監査等の種類

- (1) **定例監査**（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 4 項）

各課等及び施設を対象として、財務に関する事務の執行及び事業の管理について実施する。この場合、監査期日前 3 日までに期日、要領等を通知する。

- (2) **行政監査**（地方自治法第 1 9 9 条第 2 項）

行政事務の執行について、必要と認めるとき実施する。この場合は、監査期日前 3 日までにテーマ、期日、要領等を通知する。

- (3) **随時監査**（地方自治法第 1 9 9 条第 5 項）

随時に行うことが効果的な監査が期待できると判断して必要と認めたときに実施する。この場合は、原則として監査期日前 3 日までに期日、要領等を通知する。

- (4) **財政援助団体等監査**（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理委託者等に対し、出納その他の事務の執行について必要と認めた場合に実施する。

- (5) **決算審査**（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）
決算その他の関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状況等について審査します。
- (6) **例月出納検査**（地方自治法第235条の2第1項）
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか、前月分の現金出納事務について合規の確認を主眼とし、現金の残高及び 出納関係諸表の計数を確認し検査を行う。
- (7) **基金の運用状況審査**（地方自治法第241条第5項）
基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、各基金は設置目的に沿って適正かつ効果的に運用されているか審査する。
- (8) **健全化判断比率及び資金不足比率の審査**
（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）
健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査する。

4. 監査等の対象及び時期

本年度における監査等の対象及び時期については、別紙「監査実施計画表」により行うが、事業等の都合により期日を変更することもある。

5. 監査結果等報告及び公表

- (1) 監査の講評は、関係課長等の出席を求めて行い、問題点の改善検討を要請する。
- (2) 監査結果は市長及び議長並びに関係委員会等の長に報告し、これを公表する。公表の方法は、市の広報、ホームページに掲載し、広く市民に周知する。
- (3) 市長等からの措置状況報告は、これを公表する。
- (4) 監査の結果、特に措置の必要があると認められる場合には、勧告を行うものとする。